

○厚生労働省令第八号

作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三条、第七条第四号、第九条第二項（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条の二第一項及び第三項、第四十二条第二項、第四十四条第六項、第五十条並びに第五十一条並びに同法第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の五第二項の規定に基づき、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
(作業環境測定の実施) 第三条 事業者は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五条第一項の規定により、法第二条第三号に規定する指定作業場(以下「指定作業場」という。)について同条第二号に規定する作業環境測定(以下「作業環境測定」という。)を行うときは、次に定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。 イ 当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング(以下「個人サンプリング法」という。) ロ 法第二条第四号に規定する作業環境測定士(以下「作業環境測定士」という。) 二 分析(解析を含む。以下同じ。) イ 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析 ロ イに規定する分析以外のもの 三 事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める法第二条第七号に規定する作業環境測定機関(	(作業環境測定の実施) 第三条 事業者は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五条第一項の規定により、法第二条第三号に規定する指定作業場(以下「指定作業場」という。)について同条第二号に規定する作業環境測定(以下「作業環境測定」という。)を行うときは、次に定めるところによらなければならない。 一 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析(解析を含む。以下同じ。) 二 前号に規定する分析以外の作業環境測定は、法第二条第四号に規定する作業環境測定士(以下「作業環境測定士」という。) 三 事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところにより、当該作業環境測定を委託しなければならない。 一 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けてい

2

事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ次に定める法第二条第七号に規定する作業環境測定機関(

2

事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところにより、当該作業環境測定を委託しなければならない。

一 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けてい

以下「作業環境測定機関」という。）又は法第三条第二項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関（以下「指定測定機関」という。）に委託すること。

イ 個人サンプリング法 個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関

ロ 個人サンプリング法以外のもの 作業環境測定機関又は指定測定機関

二 分析は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。

イ 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析 当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関

ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定機関又は指定測定機関

（登録事項）

第六条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一 法別表第一第一種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第二号又は同表第二種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第二号に掲げる科目のうち個人サンプリング法に係るものを修了した者 個人サンプリング法を行うことができること

二 第一種作業環境測定士講習を修了した者 法別表第一第一種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第三号に掲げる科目に係る指定作業場の種類に応じた別表に掲げる作業場の種類

三 第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者で、同条第三項の規定によりその種別が第一種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したもの、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類

る法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（以下「作業環境測定機関」という。）又は当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について指定を受けている法第三条第二項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関（以下「指定測定機関」という。）に委託すること。

二 前号に規定する分析以外の作業環境測定は、作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。

（登録事項）

第六条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（新設）

一 第一種作業環境測定士講習を修了した者にあつては、法別表第一第一種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第三号に掲げる科目に係る指定作業場の種類に応じた別表に掲げる作業場の種類

二 第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者で、同条第三項の規定によりその種別が第一種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したものにあつては、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類

四 第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者及び第五条の二の規定により第二種作業環境測定士としての資格を有する者 個人サンプリング法を行うことができること

(講習の免除)

第二十五条 講習を修了した者(第五条第一項第二号又は第三号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。)に対しては、法別表第一の下欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法に係るものを除く。)を免除する。

(登録事項)

第五十二条 法第三十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行うことができる場合にあつては、その旨
- 二 作業環境測定機関になろうとする者が分析を行うことができる別表に掲げる作業場の種類

(登録の基準)

第五十四条 法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあつては、第六条第一号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。
- 二 第五十二条第二号に規定する別表に掲げる作業場の種類について法第七条の登録を受けている第一種作業環境測定士が置かれること。

三・四 (略)

(新設)

(講習の免除)

第二十五条 講習を修了した者(第五条第一項第二号又は第三号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。)に対しては、法別表第一の下欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務を免除する。

(登録事項)

第五十二条 法第三十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、作業環境測定機関になろうとする者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類とする。

(新設)

(新設)

(登録の基準)

第五十四条 法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

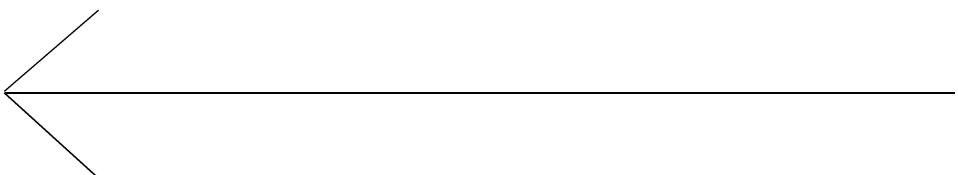
(新設)

- 一 第五十二条に規定する別表に掲げる作業場の種類について法第七条の登録を受けている第一種作業環境測定士が置かれること。

二・三 (略)

(業務規程の記載事項) 第五十九条 法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 一 個人サンプリング法を行うことができる場合にあつては、個人サンプリング法に関する事項 二 六 (略) (作業環境測定の実施) 第六十一条 作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。 イ 個人サンプリング法 作業環境測定士のうち、第六条第一号に規定する事項について登録を受けているもの ロ 個人サンプリング法以外のもの 作業環境測定士 二 分析は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。 イ 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析 第一種作業環境測定士のうち、当該事業者の指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているもの ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定士	(業務規程の記載事項) 第五十九条 法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 (新設) 一 五 (略) (作業環境測定の実施) 第六十一条 作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。 一 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析は、当該事業者の指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士に実施させること。 二 前号に規定する分析以外の作業環境測定は、作業環境測定士に実施させること。
---	---

様式第一号、様式第三号、様式第三号の二、様式第八号、様式第十号、様式第十二号、様式第十三号、様式第十五号の二、様式第十六号、様式第十七号及び様式第二十号を次のように改める。



作業環境測定士登録申請書

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

①（ふりがな）氏名		② 生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
③ 住所	郵便番号（ ） 電話（ ）		
④ 登録を受けようとする作業環境測定士の種別	第一種 第二種 作業環境測定士	⑥ 登録を受けようとする作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1 第1号の作業場 2 第2号の作業場 3 第3号の作業場 4 第4号の作業場 5 第5号の作業場
⑤ 個人サンプリング法の実施の有無	有・無		
⑦ 合格した試験	第一種 作業環境測定士試験 合格証番号 第二種		
⑧ 試験の全部が免除される理由			
⑨ 修了した講習	第一種 作業環境測定士講習 講習修了証番号 第二種		
⑩ 修了した講習において選択した分析の実務に関する科目	1 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 2 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 3 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 4 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務		
⑪ 試験に合格し、かつ、講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる理由			

私は、上記により作業環境測定士の登録を受けたいので申請します。なお、次の欠格事項には該当していません。

- 1 精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 作業環境測定法第12条第2項の規定により、登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 3 作業環境測定法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

年 月 日

氏名

厚生労働大臣
指定登録機関 殿

備考

- 1 厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。
- 3 1及び2の場合において、登録免許税の額が3万円以下の場合にあつては、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。
- 4 ④欄、⑦欄及び⑨欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、⑤欄は「有」及び「無」のうち、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 5 ⑥欄は④欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、⑩欄は⑨欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。
- 6 ⑧欄は、例えば「医師」、「薬剤師」等と記入すること。
- 7 ⑪欄は、例えば「厚生労働大臣から、別表第1号の作業場について作業環境測定を行うことができる第一種作業環境測定士となることのできる」との認定を受けた。」等と記入すること。
- 8 申請書には申請前6月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、縦30ミリメートル横24ミリメートルの写真を添付すること。
- 9 提出の際には、登録を受けることができる事実を証する書面を提示すること。

様式第3号（第9条、第10条関係）

書換
申請書
作業環境測定士登録証
再交付

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

登 録 番 号			
(ふ り が な) 氏 名		生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
住 所	郵便番号 () 電話 ()		
書換え又は再交付の理由			
変 更 内 容	変更前		
	変更後		

年 月 日
申請者
厚生労働大臣 殿
指定登録機関

- 備考
- 1 厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあっては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
 - 2 指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあっては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。
 - 3 1及び2の場合において、登録免許税の額が3万円以下の場合にあっては、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。
 - 4 表題中「書換」及び「再交付」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
 - 5 「書換え又は再交付の理由」の欄は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる事項のうちから該当するものを記載すること。
 - (1) 書換の申請 氏名、作業環境測定士の種別、個人サンプリング法の実施の有無又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類の変更
 - (2) 再交付の申請 登録証の損傷又は滅失
 - 6 「変更内容」の欄は、作業環境測定士の種別、個人サンプリング法の実施の有無又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類の変更による書換の申請の場合に記載すること。
 - 7 氏名の変更による書換の申請の場合には、登録証及び書換の理由を証する書面を添付すること。
 - 8 7の書換の申請の場合以外の書換の申請の場合には、登録証を添付し、かつ、合格証及び講習修了証（作業環境測定法施行規則第5条第1項各号に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提示すること。
 - 9 登録証の損傷による再交付の申請の場合には登録証を、登録証の滅失による再交付の申請の場合にはその事実を記載した書面を添付すること。

① 承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
② 承継者の住所	郵便番号（ ） 電話（ ）
③ 承継年月日	年 月 日
④ 承継の理由	1 事業の全部譲渡 2 相続 3 合併 4 分割
⑤ 作業環境測定の実施を行うための事務所の所在地	
⑥ 個人サンプリング法の実施の有無	1 有 2 無
⑦ 作業環境測定を行うことができる作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1 第1号の作業場 2 第2号の作業場 3 第3号の作業場 4 第4号の作業場 5 第5号の作業場
⑧ 被承継者の登録番号	第 号
⑨ 被承継者の登録年月日	年 月 日
⑩ 被承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
⑪ 被承継者の住所	郵便番号（ ） 電話（ ）
⑫ 被承継者に関する登録証の添付の有無	1 有 2 無

上記により作業環境測定機関の地位の承継を届出します。なお、次の事項には該当していません。

- 1 労働安全衛生法若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して、2年を経過しない者
- 2 登録の基準に適合しなくなったこと等により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 3 法人で、その業務を行う役員のうちに上記1に該当する者があるもの
年 月 日

申請者

印

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、事務所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣に提出すること。
- 2 ④欄は、承継の理由について、⑥欄は、個人サンプリング法の実施の有無について、⑦欄は、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について、⑫欄は、被承継者に関する登録証の添付の有無について、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 提出の際には、承継の理由を証する書面を添付すること。
- 4 申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

作業環境測定士 講習 受講申請書
研修

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

① (ふりがな) 氏 名		② 生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
③ 住 所	郵便番号 () 電話 ()		
④ 受けようとする科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。） 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものを除く。） 4 別表第 1 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第 3 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第 4 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第 5 号の作業場の作業環境について行う分析の実務		
⑤ 受けようとする講習	1 第一種作業環境測定士講習 2 第二種作業環境測定士講習		
⑥ 受 講 資 格			
⑦ 添 付 書 類			

年 月 日

氏名

都道府県労働局長
登 録 講 習 機 関 殿

備考

- 1 標題中「講習」及び「研修」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 2 都道府県労働局長が行う講習又は研修に申し込む場合には、都道府県労働局長に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 3 登録講習機関が行う講習又は研修に申し込む場合には、当該登録講習機関に提出すること。この場合にあつては、当該登録講習機関の業務規程に定めるところにより、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 4 ④欄及び⑤欄は、該当する番号を○で囲むこと。ただし、④欄の 2 については、同欄の 2 及び 3 の両方を選択する者又は同欄の 3 に係る講習を既に受講した者に限り選択できる。
- 5 ⑤欄及び⑥欄は、研修を受けようとする者は記入しないこと。
- 6 ⑥欄は、例えば「第一種作業環境測定士試験（別表第 1 号の作業場の環境について行う分析の技術）に合格」等と記入し、当該記入した事実を証する書面を添付すること。

様式第10号（第28条、第69条関係）

作業環境測定士講習
研修 修了証再交付申請書

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

① 修了証番号		② 修了証発行年 月 日	
③ (ふりがな) 氏 名		④ 生 年 月 日	明治 大正 昭和 年 月 日 平成 令和
⑤ 住 所	郵便番号 () 電話 ()		
⑥ 修了した講習	第一種 作業環境測定士講習 第二種		
⑦ 受講した科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。） 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものを除く。） 4 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務		
⑧ 再交付を受けようとする理由	1 修了証の損傷 2 修了証の滅失		

年 月 日

氏名

都道府県労働局長
登録講習機関 殿

備考

- 1 標題中「講習」及び「研修」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 2 都道府県労働局長に提出する場合には、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 3 登録講習機関に提出する場合には、当該登録講習機関の業務規程に定めるところにより、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 4 ⑥欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 5 ⑦欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 6 修了証の損傷による再交付の申請の場合には、修了証を添付すること。
- 7 修了証の滅失による再交付の申請の場合には、その事実を記載した書面を添付すること。

登録講習機関登録申請書

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

① 登 録 番 号	
② 登 録 年 月 日	年 月 日
③ 申請者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
④ 申 請 者 の 住 所	郵便番号（ ） 電話（ ）
⑤ 事務所の名称及び所在地	
⑥ 講習又は研修を実施する場所	
⑦ 実 施 す る 講 習	1 第一種作業環境測定士講習 2 第二種作業環境測定士講習
⑧ 実施する講習の科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。） 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものを除く。） 4 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務
⑨ 実施する研修の科目	

年 月 日

申請者 (印)

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 講習又は研修を実施する場所を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、講習又は研修を実施する場所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には厚生労働大臣に提出すること。
- 2 登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けること。
- 3 登録の更新の申請を行う場合には、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 4 ①及び②欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。
- 5 ⑦欄及び⑧欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第13号（第46条関係）

登録講習機関業務規程届出書

① 登録番号	
② 届出者の氏名 又は名称	
③ 届出者の住所	郵便番号 () 電話 ()
④ 業務開始予定 年月日	
⑤ 実施する講習	1 第一種作業環境測定士講習 2 第二種作業環境測定士講習
⑥ 実施する講習 の科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。） 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものを除く。） 4 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務
⑦ 実施する研修 の科目	

年 月 日

届出者

印

厚生労働大臣
都道府県労働局長 殿

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 ⑤欄及び⑥欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第15号の2（第51条の6 関係）

登 録 状 況 報 告 書

報告対象期間	年	月	日から
	年	月	日まで

[illegible]

登録証の再交付の件数											
登録証の返納の件数											
当該四半期において登録を受けている者の人数											

年 月 日

指定登録機関

代表者 氏名

印

厚生労働大臣 殿

備考

作業環境測定法施行規則第6条関係の登録証の書換えについては、当該書換えによつて新たに登録された個人サンプリング法の実施の有無及び作業環境測定を行うことができる作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場の種類について、その件数を記入すること。

作業環境測定機関登録申請書

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

① 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		② 業務開始予定 年月日	年 月 日
③ 住 所	郵便番号（ ） 電話（ ）		
④ 個人サンプリング法の実施の有無	有 無		
⑤ 登録を受けようとする作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1 第1号の作業場 2 第2号の作業場 3 第3号の作業場 4 第4号の作業場 5 第5号の作業場		
⑥ 個人サンプリング法について登録を受けた作業環境測定士の氏名、登録年月日及び登録番号			
⑦ 第一種作業環境測定士の氏名、登録年月日、登録番号及び登録を受けた作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場			
⑧ 作業環境測定に使用する機器及び設備			
⑨ 作業環境測定の業務を行うための事務所の所在地			

上記により作業環境測定機関の登録を受けたいので申請します。なお、次の欠格事項には該当していません。

- 1 労働安全衛生法若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - 2 登録の基準に適合しなくなったこと等により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - 3 法人で、その業務を行う役員のうち上記1に該当する者があるもの
- 年 月 日

申請者 (印)

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、事務所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣に提出すること。
- 2 登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けること。なお、登録免許税の額が3万円以下の場合にあつては、前記の領収証書

の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。

- 3 ④欄は、個人サンプリング法の実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 ⑤欄は、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について、該当する番号を○で囲むこと。
- 5 ①欄、③欄及び⑥欄から⑨欄までに記入した事実を証する書面を添付すること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第十七号（第五十五条関係）

作業環境測定機関登録証

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

登録年月日

年 月 日

登録番号

（

作業環境測定を行うことができる作業場の種類（

）

作業環境測定法第三十三条の登録を行ったことを証する

年 月 日

厚生労働大臣 氏名
都道府県労働局長 氏名



様式第20号（第58条関係）

作業環境測定機関業務規程届出書

① 作業環境測定機関の 名称	
② 住 所	郵便番号（ ） 電話（ ）
③ 個人サンプリング法 の実施の有無	有 無
④ 作業環境測定法施行 規則別表に掲げる作 業場	1 第1号の作業場 2 第2号の作業場 3 第3号 の作業場 4 第4号の作業場 5 第5号の作業場
⑤ 業務規程を定めた日	年 月 日

年 月 日

申請者 ㊟

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた作業環境測定機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 ③欄は、個人サンプリング法の実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 ④欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附 則

（適用期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 この省令による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新規則」という。）第九条第二項の規定による登録証の書換え（新規則第六条第一号及び第四号に掲げる事項に関するものに限る。）の申請は、

この省令の施行の日までの間に作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。附則第四条第二項において「法」という。）第三十二条第三項に規定する登録講習機関（附則第三条において「登録講習機関」という。）が行う講習で都道府県労働局長が定めるもの（以下「特例講習」という。）を修了した場合には、この省令の施行前においても、新規則第九条第二項の規定の例により行うことができる。

2 新規則第五十六条第二項の規定による登録証の書換え（新規則第五十二条第一号に掲げる事項に関するものに限る。）の申請は、当該書換えを受けようとする者に属する作業環境測定士が特例講習を修了した場合には、この省令の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

3 新規則第六十条の規定による変更の届出は、当該届出を行おうとする者に属する作業環境測定士が特例講習を修了した場合には、この省令の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

第三条 特例講習を行った登録講習機関による講習修了証の交付は、この省令の施行前においても、新規則第二十七条の規定の例により行うことができる。

第四条 新規則第六条第一号及び第四号並びに第五十二条第一号に規定する事項に係る新規則第五十一条の九において準用する第三十八条の規定による申請は、この省令の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の申請を行った者に対する法第三十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二十五条第一項後段の規定により認可を受けた場合における登録証の交付は、この省令の施行前においても、新規則第八条の規定の例により行うことができる。

（作業環境測定士に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に新規則第五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる者又は第五条の二の規定により第二種作業環境測定士となる資格を有する者は、新規則第六条第一号に規定する個人サンプリン

グ法に係る科目を修了した場合には、同条第四号に規定する事項について新規則第七条に規定する登録又は新規則第九条第二項に規定する登録証の書換えを申請することができる。

（申請等に関する経過措置）

第六条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の作業環境測定法施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定によりされている申請、届出又は報告は、新規則による申請、届出又は報告とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。